平成二十九年十二月十九日

高島外科医院

膚科医院医療法人社団樹下会木下皮

長門市東深川六五四の

平成二九、 廃

Ó

割 # 示

r H

消 翭 \mathbb{H}

> 稅 税

周南市銀南街三〇

名

医

称療

所

機

関 地

止

年

月

日

山

口県知事

村

岡

嗣

政

口

○選管告示

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………………………七

山

山口県告示第四百三十八号

生活保護法

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

指定医療

公公告

報

○告示

県

○人委規則

目

次

平成 29年 12月19日 (火曜日)

世良歯科医院

糀町二丁目二三 河東町二番一〇号 糀町二丁目二六

医療法人土生クリニック

の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定(長寿社会課)………………中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 第一薬局糀町店 の例によることとされる生活保護法 者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりそ 山口県告示第四百三十九号 しんせい薬局 名 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 平成二十九年十二月十九日

医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規

称療

所

機

関 地

指

定

年

月

日

山口県知事

村

岡

嗣

政

宇部市今村南一丁目一番二三号

平成二九、

(三二〇) 平成二十八年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

決算の要領は、 平成二十九年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十八年度山口県歳入歳出諸 次のとおりです。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事

村

岡

嗣

政

平成28年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳

174, 194, 344, 947

51,833,561,269

稅

46,422,030,702 38, 148, 182, 885

2,557,840,646

不動産取得税 费 稅

平成29年12月19日	火曜日 山	山 口 県	報 (定期)	第 2920 号
9 国庫支出金 1 国庫負担金 2 国庫補助金 3 委 託 金 10 財産収入 1 財産運用収入 2 財産売払収入	2 1 2	1 地方特例交付金 1 地方特例交付金 5 地 方 交 付 税 1 地 方 交 付 税 6 交通安全対策特別交付金 1 交通安全対策特別交付金 7 分担金及び負担金	5 3 2 1	5 県たばこ税 6 ゴルフ場利用税 7 自動車取得稅 8 軽油引取稅 9 自 動 車 税 10 鉱 区 税 116 券 猟 税
79,722,618,019 33,560,733,620 44,327,128,900 1,834,755,499 2,791,591,574 2,070,253,291 721,338,283	248, 193, 064 3,798, 814, 879 9,991, 588, 591 7,776, 130, 520 2,215,458,071	480,886,000 174,529,901,000 174,529,901,000 416,234,000 416,234,000 4,047,007,943	46,901,379,889 46,901,379,889 22,219,827,000 19,149,538,000 2,889,903,000 146,394,000 33,992,000	1,540,432,975 505,347,425 1,640,318,800 13,562,834,110 17,719,499,297 9,121,400 14,475,500 240,699,938

		ယ										2		\vdash				15							14		13			12		11
4	_		9	∞	7	6	5	4	ω	2	_	≥ 1∧	1	mul.		<i>ল</i> ⊓⊾	1		6	5	4	ω	2	1		_		2	\vdash		1	-1.5
三	শ	民	隅	\succ	汽	野	摵	-1	鐭	₽	総	絝	暴	崇		癜	洄	洏	雑	*	預	至	KK	氣	相	蘇	篠	**	私	緤	件	作
	HÞ.	1.	····		뿌	_,	(-1-1-2	馬	, ,	画	終	241	2.914	11/2		\succ	-,		,,,,	4		延滞金、	= H	1		7,2	<u>>=</u> 11-		: - -	ζ.		_
	描	生	秩	事委員	鵬	%	举	町村振興	热	鵬	徊	務	dk	Ap		□▷				利子割精算金収	金	PAN PAN	受託事業収入	貸付金元利収入	₩ T	越	越	金繰入	特别会計繰入金	\succ	立	全
	ř	費		具会	查			東通		整	川	趙		V=-1/21				\Rightarrow		算金	判	加拿	業	造			l-1×	>	蘇	1-12		H
	一)	費	曹	曹	費	典	典	费	裁	典	進	曹	費		4	疒	價	\succ	金世	4	单金	Z	XX	\succ	(#)	金	· (州	金	金	金	金
-								-	-				-							\succ	·	75.7	·			,		,	. ,		•	
																						· · · · ·										
																						加算金及び過料等										
																						414										
															摄																	
\vdash	~1	00										CY3				89	00	00						4	4					N 2		
5,8	7	87,7	_		4	2,4	6	1,1	5,4	7,6	6,0	4,2	1,3	<u>၂</u> ယ		3,1	9,3	39,3	3,4			Ν2	4	2,8	7,C	7,4	7,4	ω, Σ	0,8	24,1		
326,	12.	710,	90,	27,	121,	129,	81,	.93,	148,	86,)95,	775,	85,	85,	Œ	61,	311,	311,	,00	5	ω	62,	87,	67,)26,	,00	,00	62,	348,	10,	16,	16,
447	911	353	915	448	954	821	300	434	411	758	653	406	583	583		266	900	900	288	971	187	386	741	013	588	453	453	480	215	695	549	549
15,826,447,484	70.712.911.584	710,353,104	190,915,605	127,448,826	421,954,591	429,821,117	681,008,721	193,434,541	5,448,411,492	7,686,758,154	16,095,653,646	34,275,406,693	1,385,583,467	1,385,583,467		683,161,266,259	89,311,600,000	89,311,600,000	3,400,288,462	5,971,838	3, 187, 326	262,386,266	487,741,432	42,867,013,627	47,026,588,951	7,400,453,357	7,400,453,357	13,262,480,476	10,848,215,108	110,695,584	16,549,404	16,549,404
42	2	4	5	93)	7	12		2	4	9	33	27	57 H		9	0	0	55	88	99	99	22	27	21	77	27	76	8	22	4	4
														_																		

	平成29年12月19日 火曜日							Н		١	Щ		I			ļ	県		‡	银			(定	期)			É	色 2	920)	<u>1.</u> J		
10 教 育 費	2 警察活動費	1 警察管理費	9 警 察 費	6 住 宅 費	5 都市計画費	4 港 湾 費	3 河川海岸費	2 道路橋りょう費	1 管 理 費	8 土 木 費	3 観 光 費	2 工 鉱 業 費	1 商 業 費	7 商 工 費	5 水産業費	4 林 業 費	3 農 地 費	2 畜 産 業 費	1 農 業 費	6 農林水産業費	4 労働委員会費	3 失業対策費	2 職業能力開発費	1 労 政 費	5 労 働 費	10 病 院 費	8 医 薬 費	7 保 健 所 費	4 環境衛生費	1 公衆衛生費	4 衛 生 費	8 災害救助費	7 生活保護費
144,206,790,911	2,534,847,425	35,046,661,105	37,581,508,530	3,332,660,666	5,482,648,511	8,175,494,810	23,383,072,528	32,415,056,536	7,170,078,548	79,959,011,599	836,594,613	45,028,261,431	2,257,818,207	48,122,674,251	5,932,088,597	6,722,440,075	10,854,295,837	806,912,714	8,245,615,331	32,561,352,554	107,652,360	389,542,596	1,135,159,493	834,946,939	2,467,301,388	1,781,888,042	7,003,429,570	2,153,101,712	3,681,537,227	6,879,987,667	21,499,944,218	67,269,943	1,103,724,093

7,407,941,844	翌年度へ繰越
7,407,941,844	歳入歳出差引残額
675,753,324,415	歲 出 合 計
	1 子 備 費
	14 予 備 費
645,451	9 利子割精算金
1,024,000,000	8 自動車取得税交付金
354,986,578	6 ゴルフ場利用税交付金
23,690,013,000	5 地方消費税交付金
348,812,000	4 株式等譲渡所得割交付金
580,831,000	3 配当割交付金
258,221,000	2 利子割交付金
45,231,174,889	1 地方消費税清算金
71,488,683,918	13 諸 支 出 金
112,133,311,001	1 公 債 費
112,133,311,001	12 公 債 費
8,312,760	4 学校施設等災害復旧費
2,009,819,962	2 土木施設災害復旧費
343,270,059	1 農林水産施設災害復旧費
2,361,402,781	11 災害復旧費
8,592,494,493	11 学 事 費
4,074,784,389	10 大 学 費
632,675,707	9 保健体育費
1,560,904,408	8 社会教育費
12,814,530,842	7 特別支援学校費
27,635,542,390	4 高等学校費
27,148,104,156	3 中学校費
42,327,063,495	2 小学校費
19,420,691,031	1 教育総務費

平成28年度山口県母子父子寡婦福祉資金特別会計歲入歳出決算

>

2,356,000

蘇

 \succ

(#)

平成	文 <i>29</i> 年	£12	月19	日	Ŋ	く曜	日			山		ı	П		県	Ę		報	ł		(定期	玥)			复	育 2	92	0 長	<u>= .</u> J	
2 中小企業高度化資金 歲 出 合 計	1 中小企業近代化資金			歲入合計	1 県 債	5 県 債	2 雑 入	1 貸付金元利収入	4 諸 収 入	1 繰 越 金	3 繰 越 金	1 他会計繰入金	2 繰 入 金			平成28年度山口県中人	密 年 医 ~ 課 感	成人蔵出走引/ 残額	或 出 合 計	李十文十 **-	1				歳入合計	2 雑 入	1 貸付金元利収入	3 諸 収 入	1 繰 越 金	2 練 越 金	1 他会計繰入金
80,927,680 645,215,438	645,215,438	H	歲出	1,098,777,294	69,789,000	69,789,000	11,349,329	405,054,785	416,404,114	537,819,641	537,819,641	74,764,539	74,764,539		滅 入	平成28年度山口県中小企業近代化資金特別会計歲入歲出決算	31,905,586	31,905,586	256,628,368	256,628,368	250,628,368	田			288,533,954	1,618,138	197,097,136	198,715,274	87,462,680	87,462,680	2,356,000
3 繰 越 金		平成28年度山口県林業	翌年度へ繰越	歳入歳出差引残額	歲 出 合 計	3 水産加工団地整備費	2 市場管理費	1 下関漁港地方卸売市場費			滅 人 合 計	業	角衛	Z X	1 繰 越 金	6 繰 越 金	1 他会計繰入金	5 藻 入 肏	2 財産売払収入	1 財産運用収入	4 財産収入	1 使 用 料	2 使用料及び手数料	1 負 担 金	1 分担金及び負担金				平成28年度山口県下関	翌年度へ繰越	歳入歳出差引残額
日82,478,680	歲人	平成28年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算	10,060,256	10,060,256	385,669,916	0	385,669,916	385,669,916	田	濲	395,730,172	47,204,980	0	47,204,980	5,238,461	5,238,461	236,864,000	236,864,000	0	4,099,206	4,099,206	72,573,377	72,573,377	29,750,148	29, 750, 148	田	灵		平成28年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算	453,561,856	453,561,856

平	成29	年	12,	月1	!9E	1 3	火曜日	1		Ļ	Ц		ı	П		ļ	県		‡	報		(定期	()			第 2	920) 号	
	月子28年年二二三共子	翌年 声へ 緯 載	出差引	歳 出 合 計	1 沿岸漁業改善資金	1 沿岸漁業改善資金			歳 入 合 計	2 雑 入	1 貸付金元利収入	4 諸 収 入	1 繰 越 金	3 槳 戡 쇵	1 他会計繰入金	2 樂 入 金			平成28年度山口県省	日本00~月.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	翌年度へ繰越	威	林業・木林	1 林業·木材産業改善資金			歲入合計	2 雑 入	1 貸付金元利	1 繰 越 金 4 諸 収 入
で来り皿ボカル+米リカリム H MX NM H	区,是是一个一个,我们就是一个一个,我们就是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	247 094 955	247,094,955	1,020,000	1,020,000	1,020,000	E E		248,114,955	375,491	5,885,000	6,260,491	241,804,464	241,804,464	50,000	50,000	迅	蕨 入	半成28年度田口県沿岸漁業改善資金特別会計威人威出決算	상 막 내 역 1. 역기는 첫 내내 전 살 뜻 가느낌? 전 내 3	177, 456, 942	9.677,000	9,677,000	9,677,000	田	读出	187,133,942	85,262	4,570,000	182,478,680 4.655,262
平成28年度山口県	翌年度へ繰越	歳入歳出差引残額	震 出 合 計	課 ·	第 日 4	E		歲入合計	1 類 越 金	越	証紙収	独工	ì			平成28年度山口	翌年度へ繰越	歳入歳出差引残額	歳 出 合 計	2 樂 出 金	1 発 売 諸 費	ん金付証票		I	入 合 計				事業の	1 事業収入
平成28年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	369,503,469	369,503,469	4,528,402,889	4,528,402,889	4,528,402,889	月 590 403 890	凝	4,897,906,358	356,866,718	356,866,718	4,541,039,640	4,541,039,640	五			平成28年度山口県収入証紙特別会計歲入歲出決算	142,872,148	142,872,148	4,208,292,771	4,207,873,000	419,771	4,208,292,771	₹ E		4 351 164 919	317 674 806	419,771 317 674 806	419,771	4,033,070,342	刊 4,033,070,342

平成29年12月19日 火曜日	山	П	県	報(分	定期)	第 2920 号
2 国庫補助金 3 繰 入 金 1 他会計繰入金 4 諸 収 入 2 雑 人 5 県 債 1 県 債 1 県 酸 金 1 繰 越 金 1 繰 越 金	 分担金及び負担金 1 負 担 金 2 国庫支出金 	平成28年度山口県	4 分譲宅地管理費歳 出 合 計歳入歳出差引残額翌年度へ繰越	 土地取得事業費 土地取得基金管理費 3 産業団地管理費 	1 雜 越 大 合	1 財産収入 1 財産週用収入 2 財産売払収入
171,705,846 154,919,410 154,919,410 1,830,311 1,830,311 308,300,000 37,400,000 37,400,000 37,400,000 37,201,221	円 848,287,216 848,287,216 171,705,846	平成28年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算 歳 入	1,835,052 508,101,198 215,041,692 215,041,692	円 508,101,198 23,123 506,243,023	40,839,768 723,142,890 歲 出	賤 人 682,303,122 1,365,200 680,937,922 40,830,768
翌年度へ繰越 平成28年 1 使用料及び手数料 1 使用料及び手数料 1 使 用 料 2 寄 付 金 1 寄 付 金 3 繰 越 金	1 公 債 費 1 公 債 費 歲 出 合 計 歲入歲出差引残額	炭人。	海	平成28	 流域下水道費 歳 出 合 計 歳入歳出差引残額 翌年度へ繰越 	1 使 用 料 歳 入 合 計

平成28年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

課 人 無 他会計繰入金 県 庸 県 唐 場 人 合 財 貴 貴 最 公 債 貴 最 上 合 計 最 人 計 貴 最 上 合 計 最 人 表 計 最 人 表 計 最 人 表 計 最 人 会 会 長 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 日 日 日 日 日 <th>112 42 42 42 154 154 154 154</th> <th>H2, 036, 898, 997 H12, 036, 898, 997 H2, 787, 800, 000 H2, 787, 800, 000 H34, 824, 698, 997 H354, 824, 698, 997</th>	112 42 42 42 154 154 154 154	H2, 036, 898, 997 H12, 036, 898, 997 H2, 787, 800, 000 H2, 787, 800, 000 H34, 824, 698, 997 H354, 824, 698, 997
--	---	--

平成28年度山口県港湾整備事業特別会計歲入歲出決算

円 使用料及び手数料 1,466,479,718 1 使 用 料 1,466,479,718 客 付 金 692,056,968 1 寄 付 金 692,056,968 繰 越 金 516,145,528

平成28年度山口県就農支援資金特別会計歳入歳出決算

歳

他会計繰入金 越 越 全 金 金 85,317,736 85,317,736 362,000 362,000

S

示

,065,700,000

110,522,961

516, 145, 528 110,522,961

器

蘇

越

貸付金元利収入 Ξ \succ

 \succ □▷

歳

Œ

116,396,783

25,913,000 30,717,047

4,804,047

23,734,000

就農支援資金

就農支援資金

Œ

23,734,000 23,734,000

92,662,783 92,662,783

翌年度へ繰越 歳入歳出差引残額

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

Щ \square 県 人 事 委 員

会

山口県人事委員会規則第十六号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の

別記第二十六号様式の二の表中「善方分井団体」を「華定善方分井団体」に、

職業紹介事業者の名称

七

(1)移転する者の氏名

迎生年月日

①続柄

を

⑪乗車、乗船又は ⑪乗機の場所

に、

を

⑫下車、下船又 ⑫は降機の場所 ⑨受講終了予定 ⑨年月日

⑧受講開始年月日

944

で」を「⑥黴かの⑨灩まで」に改め、

同注5を同注7とし、

同注4中

「⑪」を「⑬_

③移転する者の氏名

19生年月日

15続柄

に改め、

同様式の注1中「④薦から⑦薦

県

9とし、7の次に次のように加える。 第4条第8項」に、 職業紹介事業者の名称欄」や「特定地方公共団体の名称欄」に、 特定地方公共団体の名称 職業紹介事業者 所在地 「職業紹介事業者」を「特定地方公共団体」に改め、 に改め、 同様式の (裏) 0)

注7中

「第4条第7項」 同注中8を

受けて就業した場合に記入すること。 ②の職業紹介事業者欄は、職業安定法第4条第9項に規定する職業紹介事業者から紹介を

別記第二十八号様式中

③就職決 定年月 ⑤紹介を受けた職業 ⑤紹介事業者 ④紹介を受けた特定地方公共団体の名称 ③就職決定年月日 Ш 严 併 併 在 且 \mathbb{H} Ш Ш 夵 割 ※雇用期間 ※雇用期間

に、

を

⑩移転開始予定年月 ⑦受講指示年月日 ⑥受講する公共職業 ⑥訓練等の施設 に、 9乗車、乗船又は9乗機の場所 ⑥受講開始年月日 を

のように加える。

に改め、同注4を同注6とし、同注3中「⑧灩」を「⑩灩」に改め、同注3を同注5と

同注2中「及び③灩」を「かい⑤灩サイ」に改め、同注中2を4とし、

1の次に次

山

⑧移転開始予定年月 ⑧日

⑤受講指示年月日

を

口

④受講する公共職業 ④訓練等の施設

から紹介を受けて就職する場合に記載すること。 ④欄は、職業安定法(昭和22年法律第/4/号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体

に記載すること。 ⑤欄は、職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者から紹介を受けて就職する場合

この規則は、 平成三十年一月一日から施行する。

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一 第 項

八

知事

の解職の請求

条第一項地方自治法第八十

委員の解職の請求挙管理委員、監査委員会のを受ける。

条第一項地方自治法第八十六

の請求の背委員会の教品の

県議会の解散の請求

条第一項地方自治法第七十六

山

の請求。県議会の議員の解職

第一項地方自治法第八十条

する監査の請求

条第一項地方自治法第七十五

廃県の条

請求例の制定又は改

条第一項地方自治法第七十四

|接請求の種類

根 拠 規

定

必要な有権者

0

数

五九八

て得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。 て得た数とを合算して得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じたの四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数とで得た数とで得た数とを合算して得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とで得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十九年十二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

12八/中风	/ \	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	/
		上周馬美柳長門市 中國	
	二四七、	ー四 ーー四一三一五四七 八五七〇七九〇四〇五二五三六五 七	
	四 八 四	八〇七八三三一六二六四二四八三 四二八六〇七五六五七四三五七六四 八 一一三一二六三〇三五〇五七二五 四	

平成二十九年十二月十九日発行平成二十九年十二月十九日印刷

発発 行行 人所

山口県知事